

酒類業者のための

# 容器包装リサイクル法のあらまし

## 《目次》

<b>容器包装リサイクル法の概要</b>	
1 概要 .....	1
2 事業者の役割 .....	2
<b>特定事業者（再商品化義務者）</b>	
1 特定事業者 .....	3
2 特定事業者判定のためのフロー図（酒類業者用） .....	4
<b>対象となる容器包装</b>	
1 対象となる容器包装 .....	5
2 容器包装に該当するか否かの具体的な判断の目安 .....	6
3 酒類業界において利用されているものの区分 .....	7
<b>再商品化義務量の算定の仕組み</b>	
1 再商品化義務量の算定の考え方 .....	8
2 具体的な算定方法 .....	9
再商品化義務量の算定 .....	9
排出見込量の算定 .....	10
3 自主回収の認定 .....	12
認定の要件 .....	12
申請の方法等 .....	12
その他 .....	12
<b>再商品化義務の履行等</b>	
1 履行方法と履行期限 .....	13
指定法人ルート .....	13
独自ルート .....	13
2 指定法人の業務の概要 .....	14
<b>その他</b>	
1 容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に向けた取組 ...	15
2 帳簿記載の義務 .....	16
3 報告の徴収及び立入検査 .....	17
4 罰則等 .....	17
指導・助言、勧告、公表及び命令 .....	17
罰則 .....	17
Q & A .....	18
様式編 .....	24

# 容器包装リサイクル法の概要

## 1 概要

「容器包装リサイクル法」は、私達が排出しているごみの約60%を占めている容器包装廃棄物の減量化を図り、そしてリサイクルを積極的に推進するために制定されました。

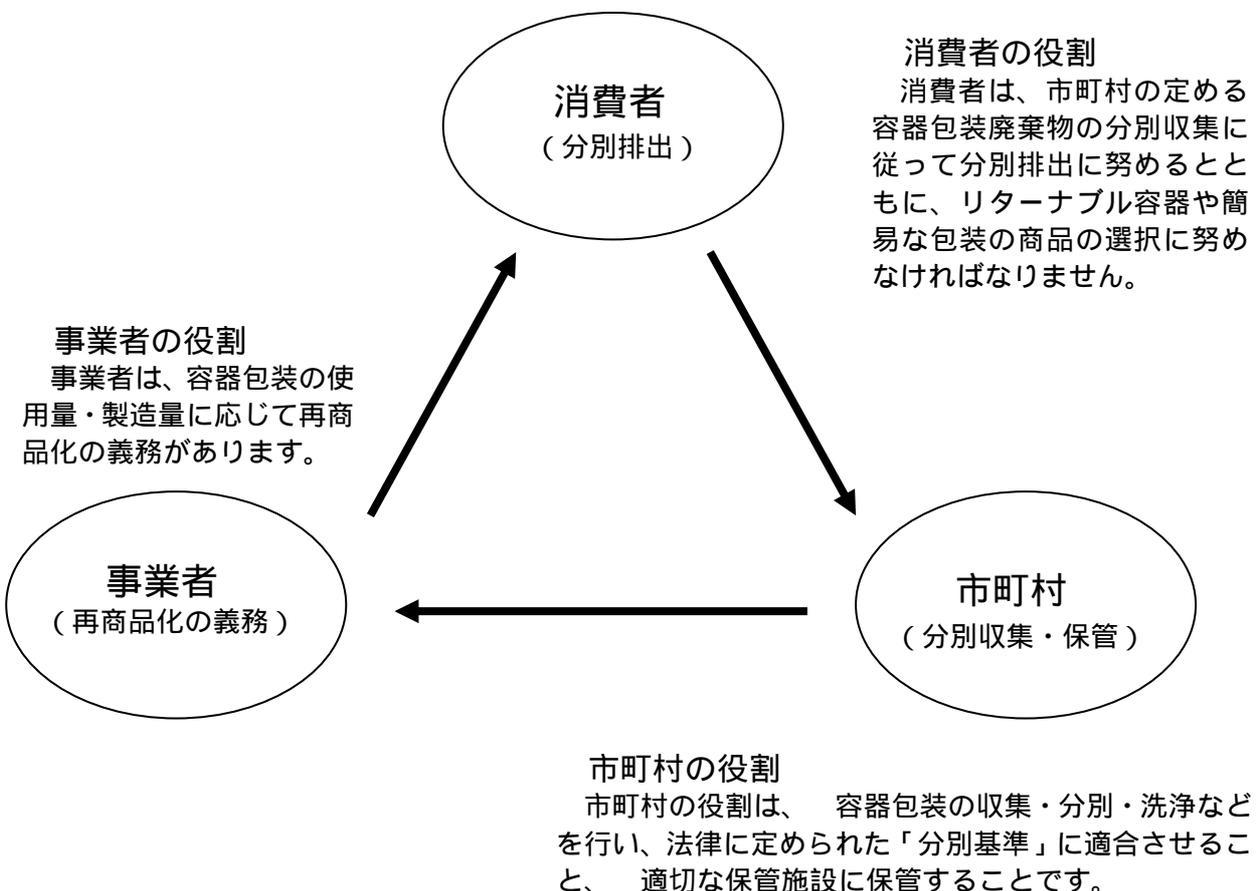
容器包装リサイクル法（正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、一般廃棄物最終処分場のひっ迫に対して、容積比で家庭ごみの約60%を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量及び資源の有効利用の確保を図る目的で平成7年に制定されました。

一般廃棄物の減量化を図る上で最も有効なのは、まず廃棄物の発生をできるだけ抑えることです。そして廃棄物として排出されたものをごみにするのではなく、再利用できる資源とすることです。

容器包装リサイクル法は、こうした考えを実践するために制定されました。

効果的なリサイクルシステムの確立のため、消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割を果たすことが求められています。

容器包装廃棄物の減量化やリサイクルの推進は、社会全体で取り組まなければ効果が上がりません。容器包装リサイクル法では、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化（リサイクル）するといった役割分担の下で効果的なリサイクルシステムを確立し、容器包装廃棄物の減量化、資源の有効利用に取り組んでいくことを基本としています。



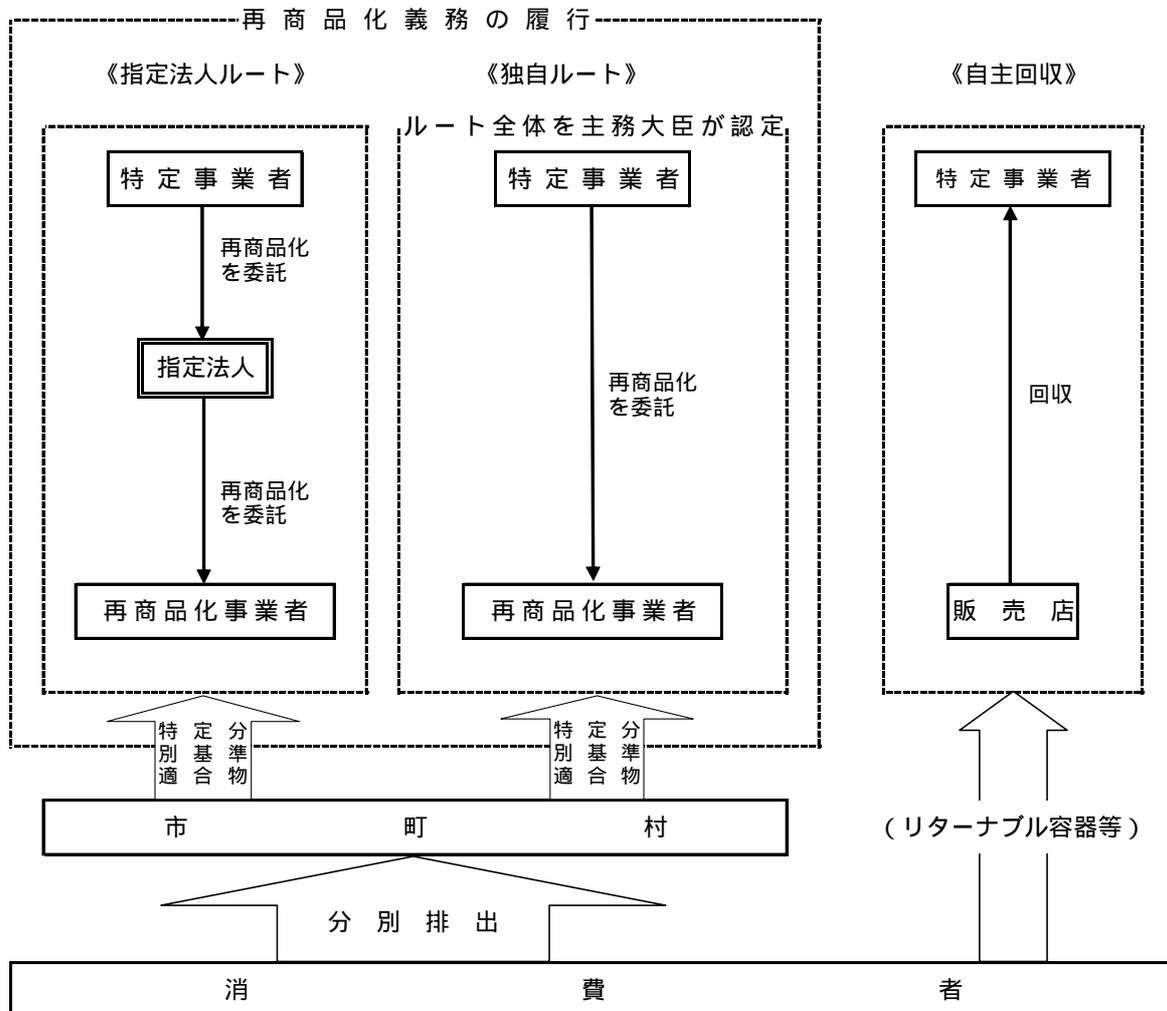
## 2 事業者の役割

事業者は、その事業に用いた容器包装の使用量・製造量に応じて、その容器包装の再商品化の義務があります。

「再商品化」とは、市町村が分別収集をしてストックヤードに保管している分別基準適合物を、製品の原材料として利用したり、製品としてそのまま使用する者に、有償又は無償で譲り渡せる状態にすることをいいます（自らの製品の原料として使用することやそのまま製品として使用することも再商品化にあたります。）。

具体的には、ガラスびんを「カレット（ガラスびんを細かく砕いたもの。ガラスびん等の原料となります。）」にしたり、ペットボトルを「フレーク又はペレット（ペットボトルを細かく裁断したり、一度溶かした後粒状にしたもの。プラスチック原料となります。）」にしたり、プラスチックを燃料として使用するために炭化水素油へ油化したりすること等が「再商品化」です。

再商品化の義務の履行方法は次のとおりです。



## 特定事業者（再商品化義務者）

### 1 特定事業者

容器包装リサイクル法では、再商品化の義務を負う事業者を「特定事業者」といい、次の3つの類型に分けられます。

特定事業者の類型	意 義
特定容器利用事業者	販売する商品を、特定容器に入れて販売する事業者
特定容器製造等事業者	特定容器の製造等を行う事業者
特定包装利用事業者	販売する商品を、特定包装で包んで販売する事業者

（注）上記には、いずれも輸入業者を含むこととされています。また、他の者に委託した者も含むこととされています。

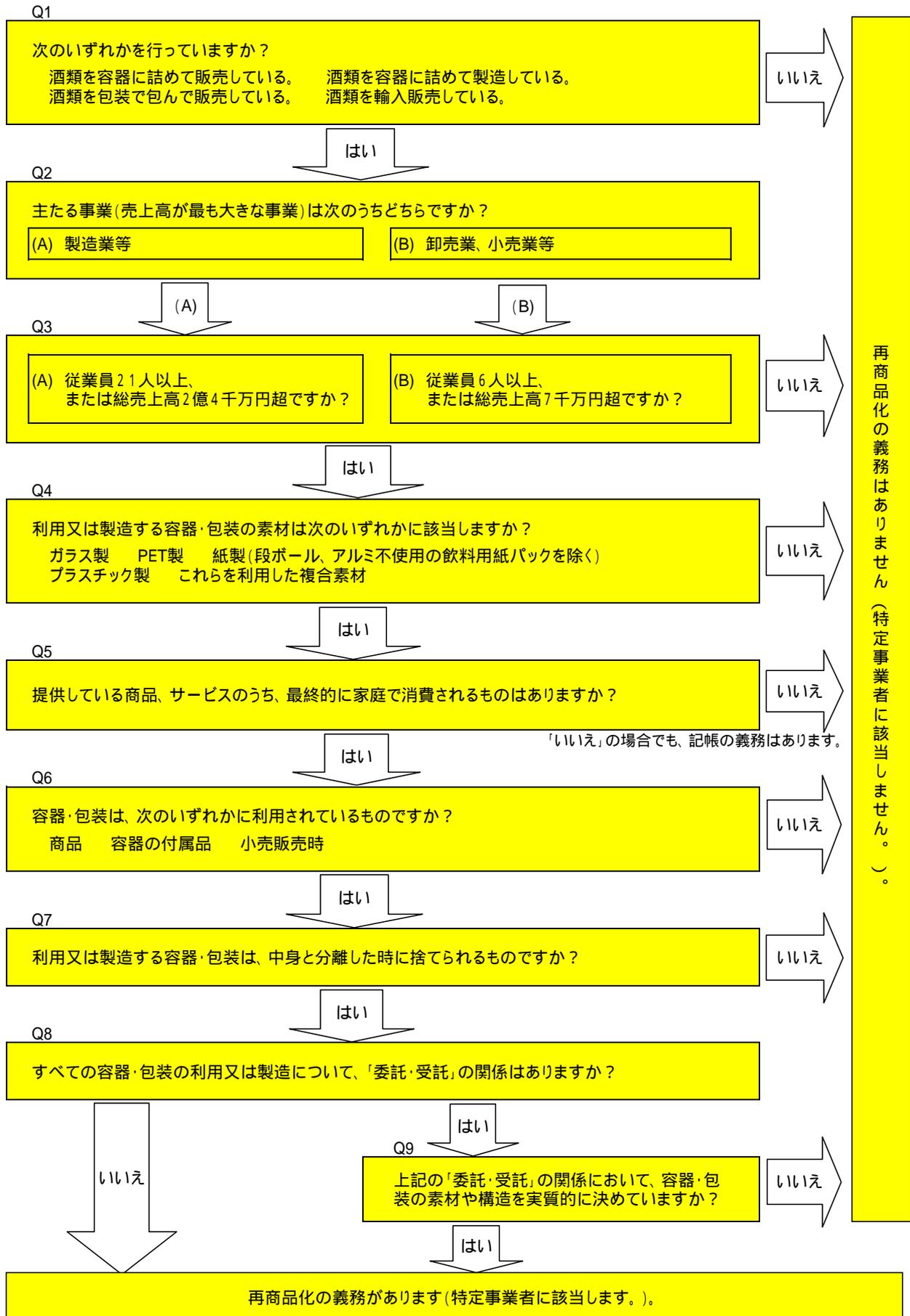
（参考）酒類業界における特定事業者の類型について

- ・ 酒類を容器に詰めて販売している酒類製造業者及び酒類販売業者は、その容器について特定容器利用事業者に該当。
- ・ 外国から酒類を輸入し販売している酒類販売業者は、輸入した酒類の容器について特定容器利用事業者及び特定容器製造等事業者に該当。
- ・ 酒類を化粧箱、レジ袋等の容器に入れて販売する酒類販売業者は、その酒類を入れた化粧箱、レジ袋等の容器について特定容器利用事業者に該当。
- ・ 酒類を包装紙等で包んで販売する酒類販売業者は、その包装紙等について特定包装利用事業者に該当。
- ・ 他の者から酒類を仕入れ(輸入を除く。)、新たに容器や包装を用いずにそのまま販売する酒類販売業者は、いずれにも該当しません。

次に掲げる事業者は、容器包装リサイクル法における特定事業者の再商品化の義務を負わないこととされています。

	会 社 ・ 個 人 ・ 組 合 等			民法第34条に規定する法人、学校法人、宗教法人等
	製 造 業 等	卸 売 業	小売業・サービス業	
常時使用する従業員の数	20人以下	5人以下		20人以下
すべての事業の売上高の総額	かつ 2億4千万円以下	かつ 7千万円以下		かつ 2億4千万円以下

## 2 特定事業者判定のためのフロー図(酒類業者用)



## 対象となる容器包装

### 1 対象となる容器包装

容器包装リサイクル法における「容器包装」とは、同法第2条第1項において、「商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるもの」と規定されています。

基本的には、ここでのいう容器とは商品を入れる「もの」であり（袋も容器に含まれます。）、包装とは商品を包む「もの」です。

容器包装の区分	対象	具体的な対象物等
ガラス製容器		商品の容器のうち、主としてガラス製のもの（ほうけい酸ガラス製のもの及び乳白ガラス製のものを除く。）であって次に掲げるもの【特定容器】 瓶 / カップ形の容器及びコップ / 皿 から までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの
ペットボトル		商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって次に掲げるもののうち、飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの【特定容器】 瓶 に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器
紙製容器包装		商品の容器のうち、主として紙製のものであって、次に掲げるもの【特定容器】（主として段ボール製の容器包装及び主として紙製の飲料用容器でアルミニウムが使用されていないものを除く） 箱及びケース / カップ形の容器及びコップ / 皿 / 袋 から までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該商品への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器 容器包装のうち、上記以外のもの【特定包装】
	×	主として段ボール製の容器包装 主として紙製の飲料用容器（いわゆる紙パック） （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）
プラスチック製容器包装		商品の容器のうち、主としてプラスチック製のものであって、次に掲げるもの【特定容器】 箱及びケース / 瓶 / たる及びおけ / カップ形の容器及びコップ / 皿 / くぼみを有するシート状の容器 / チューブ状の容器 / 袋 から までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工、当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器 容器包装のうち、上記以外のもの【特定包装】
主として鋼、アルミ製の容器包装	×	分別収集されれば有償又は無償で譲渡できることが明らかであるため、再商品化義務の対象とされていません。

（注）再商品化義務の対象物（：対象となるもの、×：対象とならないもの）は、上表のとおり、主な素材によって分類されます。

複数の素材からなり、かつ、それらが容易に分離できない容器包装については、容器包装を構成する素材のうち重量ベースでもっとも比率が大きいものに分類することとされています。

## 2 容器包装に該当するか否かの具体的な判断の目安

判断の基準		対象	具体例等	
容器や包装か	容器でも包装でもないもの（物を入れても包んでもいないもの）	×	・ラベル、ステッカー、シール、テープ類 ・飲料パックのストロー ・弁当のスプーン、割り箸	
	商品の付属品（商品の一部と解される）の容器や包装		・飲料パックのストローの袋 ・弁当のスプーンの袋、割り箸の袋	
商品の容器や包装か	商品以外の物に付された容器包装	×	・ビール券や商品券等の袋又は箱	
	役務の提供に伴う容器包装	×	・クリーニングの袋、宅配便の容器や包装	
中身の商品と分離した場合に不要になるものか	通常の使用において中身の商品と分離して不要とはならないもの	持ち運びに支障を来たすもの	×	・楽器、カメラ、コンパクトディスク等のケース ・飲料等を保管・運搬するためのP箱
		保管時の安全や品質保持等に支障を来たすもの	×	・書籍の外カバー ・着物ケース ・ネックレス等の貴金属の保管用ケース
		商品そのものの一部であるもの	×	・紅茶等のティーバック ・薬用酒等に添付されている計量カップ
	通常の使用において中身の商品と分離して不要となるもの		・靴の空箱 ・家電製品等の空箱	
	商品が費消された場合不要となるもの		・ポケットティッシュの個袋 ・プリン等のマルチパック	
社会通念上、容器包装であるとのおおむね判断可能か	容器の栓、ふた、キャップ等		・ペットボトルのキャップ、贈答用紙箱の上ぶた	
	中仕切り、台紙等は、その使われ方が様々であり、使用形態により、個別具体的に判断		・商品の保護又は固定のために使用されていると考えられるもの 例：贈答用箱中の台紙、中仕切り	
			・ふた、トレーに準ずる容器包装 例：バター等の表面を覆った紙製フィルム	
		×	・容器包装と物理的に分離されて使用されており、必ずしも当該容器包装と一体となって物を入れ、又は包んでいると考えにくいもの 例：にぎり寿司の中仕切り（緑色のプラスチック製フィルム）	
	発泡スチロール製及び紙製の緩衝材等は、使用形態により、個別具体的に判断			・商品を保護又は固定するために加工されているもの
				・立方体状、板状であって、商品を保護又は固定するために段ボール箱等と一体として使用され、容器の形状を構成しているもの
		×	・比較的小型なものが、多数段ボール箱等に詰められることにより、商品との空間を埋めているもの	
			・シート状であって、商品全体を包むのに要する最低面積の1/2を超えているもの	
		・果実等に使用されているネット状のもの		

：対象となるもの、×：対象とならないもの

### 3 酒類業界において利用されているものの区分（例示）

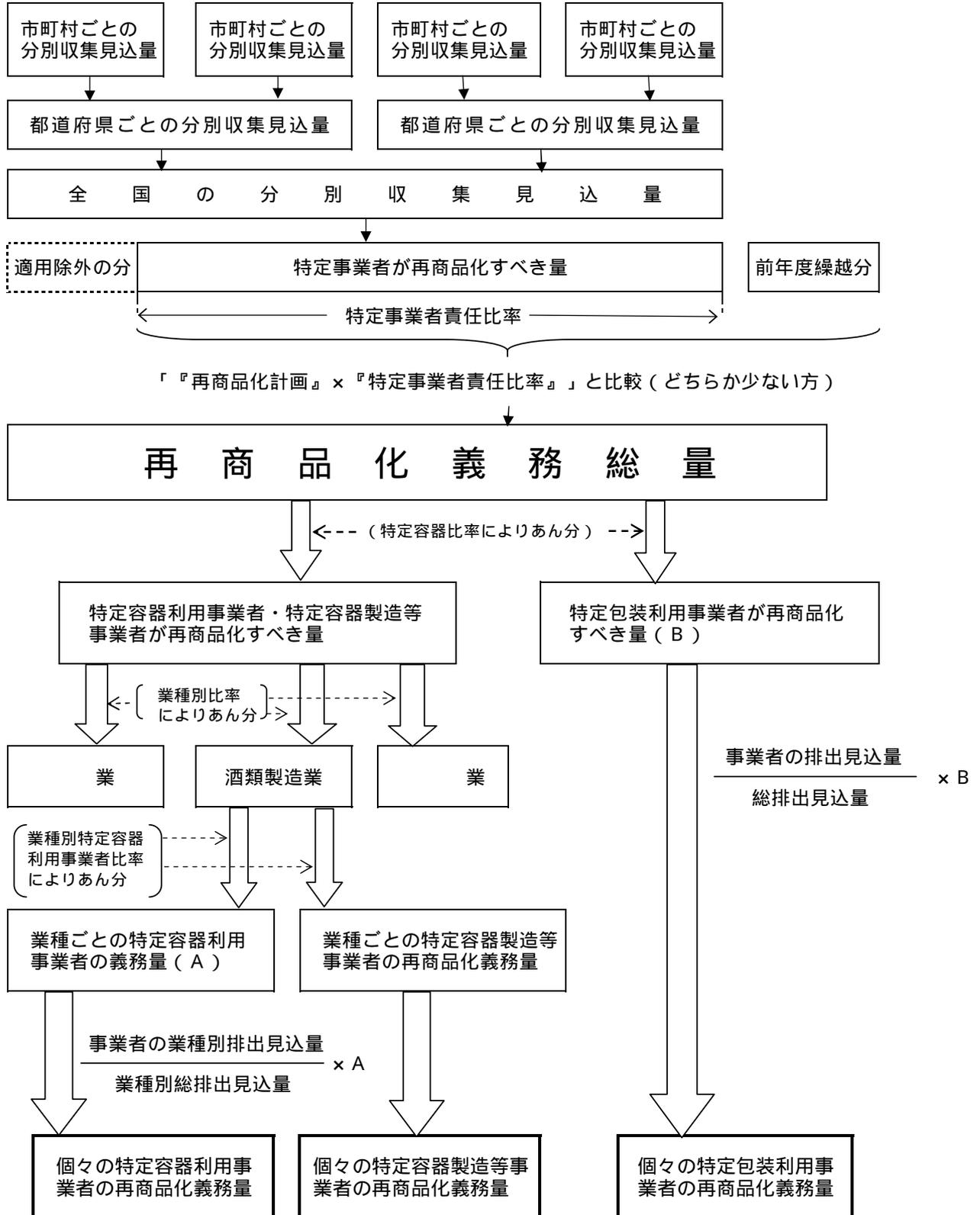
対象となるもの	対象とならないもの
<p>主に製造者</p> <p>【容器の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一升びん、ビールびん等のガラスびん</li> <li>・ペットボトル</li> <li>・プラスチック製容器</li> <li>・酒パックのうちアルミを用いたもの</li> <li>・酒パックやペットボトルのプラスチック製のキャップ</li> <li>・ブランデー等のガラス製の栓</li> <li>・カップ酒のプラスチック製の外ぶた</li> <li>・酒パックのシュリンクパック</li> <li>・缶ビール（6本）用の袋</li> <li>・ペットボトルに付されているシュリンクラベルのうち分離が容易でないもの</li> <li>・発泡スチロール製の保冷箱</li> <li>・酒パックに付されているストローの袋</li> <li>・化粧箱等と一体として使用される緩衝材</li> </ul> <p>【包装の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・缶ビール（6本）のプラスチック製又は紙製マルチパック</li> <li>・贈答用酒類の木製化粧箱の外側の筒状板紙</li> </ul>	<p>主に製造者</p> <p>【容器の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木箱</li> <li>・P箱</li> <li>・木製、陶器製、磁器製の容器</li> <li>・スチール缶</li> <li>・アルミ缶</li> <li>・酒パックのうちアルミを用いていないもの（セラミック蒸着パック）</li> <li>・段ボール製の箱（上ぶたを含む）</li> <li>・スチール製のふた（ビールの王冠など）</li> <li>・アルミ製のふた（カップ酒の中ぶた）</li> </ul> <p>【容器以外の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラベル、ネックラベル</li> <li>・キャップシール、ワインの金属製のシール</li> <li>・酒パックに付いているストロー</li> <li>・薬用酒の計量カップ</li> <li>・ウイスキーのポケットびんに付いているコップ</li> <li>・景品のグラス・プラスチック製のコップ及びその容器包装</li> <li>・びんに施されているリボン</li> <li>・飾り紐</li> <li>・説明書</li> </ul>
<p>主に販売業者</p> <p>【容器の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙袋やレジ袋</li> <li>・保冷バック</li> <li>・贈答用酒類の化粧箱</li> </ul> <p>【包装の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・贈答用酒類の化粧紙</li> <li>・緩衝材（商品を包むもの）</li> </ul>	<p>主に販売業者</p> <p>【容器以外の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のし紙（包装紙と兼用でないもの）</li> <li>・保冷材</li> <li>・景品を入れる袋や包み紙</li> <li>・ビール券、清酒券等の有価証券を入れる袋や箱</li> </ul>

# 再商品化義務量の算定の仕組み

## 1 再商品化義務量の算定の考え方

特定事業者が再商品化しなければならない義務量（再商品化義務量）は、業種や容器包装の区分ごとにその使用量・製造量により、それぞれ算定します。

具体的には、以下の手順で算出されます。



## 2 具体的な算定方法

個々の特定事業者の再商品化義務量は、容器包装の区分及び業種（特定容器のみ）ごとに算定した容器包装廃棄物の排出見込量と、毎年国から発表される「量」・「比率」を用いて算定します。

なお、容器包装廃棄物の排出見込量は、自主算定方式による算定と簡易算定方式による算定があります。

自主算定方式による算定が原則ですが、自主算定方式による算定ができない場合に限り簡易算定方式が認められています。

（参考）特定容器の再商品化義務量算定の業種区分等

- イ 食料品製造業
- ロ 清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業
- ハ 酒類製造業
- ニ 油脂加工製品等製造業（紙製容器及びプラスチック製容器のみ。）
- ホ 医薬品製造業（ペットボトルを除く。）
- ヘ 化粧品・その他の化粧品用調整品製造業（ペットボトルを除く。）
- ト 小売業（紙製容器及びプラスチック製包装のみ。）
- チ その他の事業（ペットボトルを除く。）

特定包装（紙製包装及びプラスチック製包装）の再商品化義務量の算定については、業種区分はありません。

### 再商品化義務量の算定

個々の事業者の容器包装の区分及び業種ごとの「再商品化義務量」は、次の算式により算定されます。

（イ）特定容器利用事業者の場合

$$\boxed{\text{再商品化義務総量}} \times \boxed{\text{特定容器比率}} \times \boxed{\text{業種別比率}} \times \boxed{\text{業種別特定容器利用事業者比率}} \times \frac{\boxed{\text{特定容器利用事業者排出見込量}}}{\boxed{\text{業種別特定容器利用事業者総排出見込量}}}$$

（ロ）特定容器製造等事業者の場合

$$\boxed{\text{再商品化義務総量}} \times \boxed{\text{特定容器比率}} \times \boxed{\text{業種別比率}} \times \boxed{\text{業種別特定容器利用事業者比率}} \times \frac{\boxed{\text{特定容器製造等事業者排出見込量}}}{\boxed{\text{業種別特定容器製造等事業者総排出見込量}}}$$

（ハ）特定包装利用事業者の場合

$$\boxed{\text{再商品化義務総量}} \times \boxed{\text{1 - 特定容器比率}} \times \frac{\boxed{\text{特定包装利用事業者排出見込量}}}{\boxed{\text{特定包装利用事業者総排出見込量}}}$$

- 1 上記算式における各種量・比率については、毎年国により決定し、公表されます。
- 2 個々の事業者における排出見込量が毎年同じ量であっても、「再商品化義務総量」や毎年国により決定し、公表される各種量・比率が変動することにより、個々の事業者の再商品化義務量が変動することがあります。

## (2) 排出見込量の算定

事業者の排出見込量は、次のように算出します。

### イ 自主算定方式による排出見込量の算定方法

#### (イ) 特定容器利用事業者の場合

$$\boxed{\text{排出見込量}} = \boxed{\text{A}} - \left( \boxed{\text{B}} + \boxed{\text{C}} \right)$$

排出見込量 = A - (B + C)

**A** 当該業種において販売する商品に用いた特定容器の量

**B** 自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量

**C** B以外に容器包装廃棄物として排出されない量

#### A 【当該業種において販売する商品に用いた特定容器の量】

次の算式により求めます。(容器包装リサイクル法第18条の認定を受けた特定容器の量は計算に含めません。)

$$\boxed{\text{特定容器1個当たりの重量}} \times \boxed{\text{前事業年度に当該特定容器を用いた商品を販売した個数(輸出された商品の個数は除く。)}} = \text{A}$$

#### B 【自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量】

- 前事業年度における、容器のまま若しくはカレット又はフレークの形で回収された実績値(重量)で求めます。ただし、カレット又はフレークの形で回収する場合は、それらがガラス製容器又はペットボトルからのものであることが明らかである場合に限りま。
- 特定容器については、原則として、同じ業種で用いられたものとします。(酒類業の排出量から控除できるのは酒類用の容器です。)ただし、他業種の容器が混入し、業種ごとの量の把握が困難な場合には、業種ごとの販売量の比率であん分し、業種(酒類製造業)に係る回収量とします。
- 容器包装リサイクル法第18条の自主回収の認定を受けた特定容器の回収量は含めません。

#### C 【B以外に容器包装廃棄物として排出されない量】

次の算式により求めます。

$$\boxed{\text{ある商品に用いた特定容器の量(Aにより計算した量)}} \times \boxed{\text{その商品のうち事業所等(酒場・料飲店等)に販売された比率※}} - \boxed{\text{事業所等に販売した商品に用いた特定容器のうち自ら又は他の者に委託して回収したものの量}} = \text{C}$$

※ 「その商品のうち、事業所等(酒場・飲料店等)に販売された比率」については次のようなものが考えられます。

- 各事業者が行った消費形態に関する調査結果等による比率
- 行政機関等が実施した実態調査による業務用比率

(ロ) 特定容器製造等事業者の場合

$$\text{排出見込量} = \text{A} - \left( \text{B} + \text{C} \right)$$

**A** 製造等をして当該業種において用いられた特定容器の量  
**B** 自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量  
**C** B以外に容器包装廃棄物として排出されない量

※ AからCは、「(イ) 特定容器利用事業者の場合」に準じて算定します。

(ハ) 特定包装利用事業者の場合

$$\text{排出見込量} = \text{A} - \left( \text{B} + \text{C} \right)$$

**A** 販売する商品に用いた特定包装の量  
**B** 自ら又は他者への委託により回収した特定包装の量  
**C** B以外に容器包装廃棄物として排出されない量

※ AからCは、「(イ) 特定容器利用事業者の場合」に準じて算定します。

ロ 簡易算定方式による排出見込量の算定方法

「イ 自主算定方式による排出見込量の算定方法」により算定できない場合には、事業者の排出見込量を次の式により算定することができます。

(イ) 特定容器利用事業者の場合

$$\text{排出見込量} = \left( \text{A} - \text{B} \right) \times (100 - \text{事業系比率})$$

**A** 当該業種において販売する商品に用いた特定容器の量  
**B** 自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量

(ロ) 特定容器製造等事業者の場合

$$\text{排出見込量} = \left( \text{A} - \text{B} \right) \times (100 - \text{事業系比率})$$

**A** 製造等をして当該業種において用いられた特定容器の量  
**B** 自ら又は他者への委託により回収した特定容器の量

(ハ) 特定包装利用事業者の場合

$$\text{排出見込量} = \left( \text{A} - \text{B} \right) \times (100 - \text{事業系比率})$$

**A** 販売する商品に用いた特定包装の量  
**B** 自ら又は他者への委託により回収した特定包装の量

- ※ 1 A及びBは、「イ 自主算定方式による排出見込量の算定方法」に準じて算定します。  
 2 事業系比率は国により毎年度定められるものです。

### 3 自主回収の認定

酒類等の容器のうち、ビールびんや一升びん等のように自主回収される容器は、基本的に市町村に対し、ごみとして排出されないのので、廃棄物の減量化といった、容器包装リサイクル法の基本的な目標を達成するためには大変効果的なものです。

容器包装リサイクル法第18条において、特定事業者は、その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら又は他の者に委託して回収する場合に、その回収の方法が一定の回収率を達成するために適切なものである旨の主務大臣の認定（自主回収の認定）を受けられることができると規定されています。

この自主回収の認定を受けた場合には、当該特定容器（又は特定包装）は全て再商品化義務量の算定の対象から除くこととされています。

なお、自主回収の認定に係る主な留意事項は次の通りです。

#### 認定の要件

特定容器（又は特定包装）の種類ごと（色、素材、重量、容量、用途又は形状が異なる特定容器（又は特定包装）ごと）に、当該特定容器（又は特定包装）の回収方法が、「おおむね90%」の回収率を達成するために適切なものであると認められることとされています。

「おおむね90%」とは、現状の回収率が80%以上であり、その回収の方法から判断して、おおむね90%の回収率を達成するために適切なものであると認められる場合を含みます。

#### 申請の方法等

申請書は3部（財務大臣、経済産業大臣及び環境大臣宛それぞれ1部）作成し、それぞれに回収のフロー図、特定容器（又は特定包装）の図面、回収する事業者の所在地、量等の一覧表を添付して、認定を受けて当該特定容器（又は特定包装）に係る再商品化義務の免除を受けようとする年度の前年度6月末日までに国税庁酒税課へ提出する必要があります。

（申請書の様式は、様式編をご参照ください。）

#### その他

自主回収の認定を受けた場合には、毎事業年度終了後3月以内に、認定を受けた特定容器（又は特定包装）ごとに利用量、回収量及び回収率等の実績を取りまとめた報告書を3部（財務大臣、経済産業大臣及び環境大臣宛それぞれ1部）作成し、国税庁酒税課へ提出する必要があります。

（報告書の様式は、様式編をご参照ください。）

## 再商品化義務の履行等

### 1 履行方法と履行期限

再商品化義務の対象となる容器包装を利用・製造等している特定事業者は、特定分別基準適合物を再商品化する義務があります。この義務を履行するには、次の2とおりの方法があります。

#### 指定法人ルート

特定事業者は、指定法人に再商品化を委託する再商品化契約を締結し、これに基づき委託料金を支払うことで、再商品化義務を履行したものとみなされます。

$$\boxed{\text{委託料金}} = \boxed{\text{再商品化義務量}} \times \boxed{\text{指定法人が定める委託単価}}$$

- 1 再商品化契約は、当該年度の前年度の3月末日までに締結しなければなりません。  
指定法人との契約締結等の窓口は、指定法人から契約締結業務の委託を受けて、商工会議所、商工会及び商工会連合会が行います。
- 2 委託料金については、当該年度中に指定法人に支払わなければなりません。
- 3 指定法人については、次のページを参照してください。

#### 独自ルート

一定の基準（ ）を満たし、主務大臣の認定を受けた特定事業者は、自ら又は直接、再商品化事業者に委託して、再商品化を実施することができます。

この認定の申請は、認定を受けて再商品化しようとする初年度の前年度の1月末までに行わなければならない。主務大臣の認定を受けて再商品化を実施する場合には、再商品化を実施する年度内に市町村のストックヤードから引き取り、翌年度の6月までに再商品化を実施しなければならない。

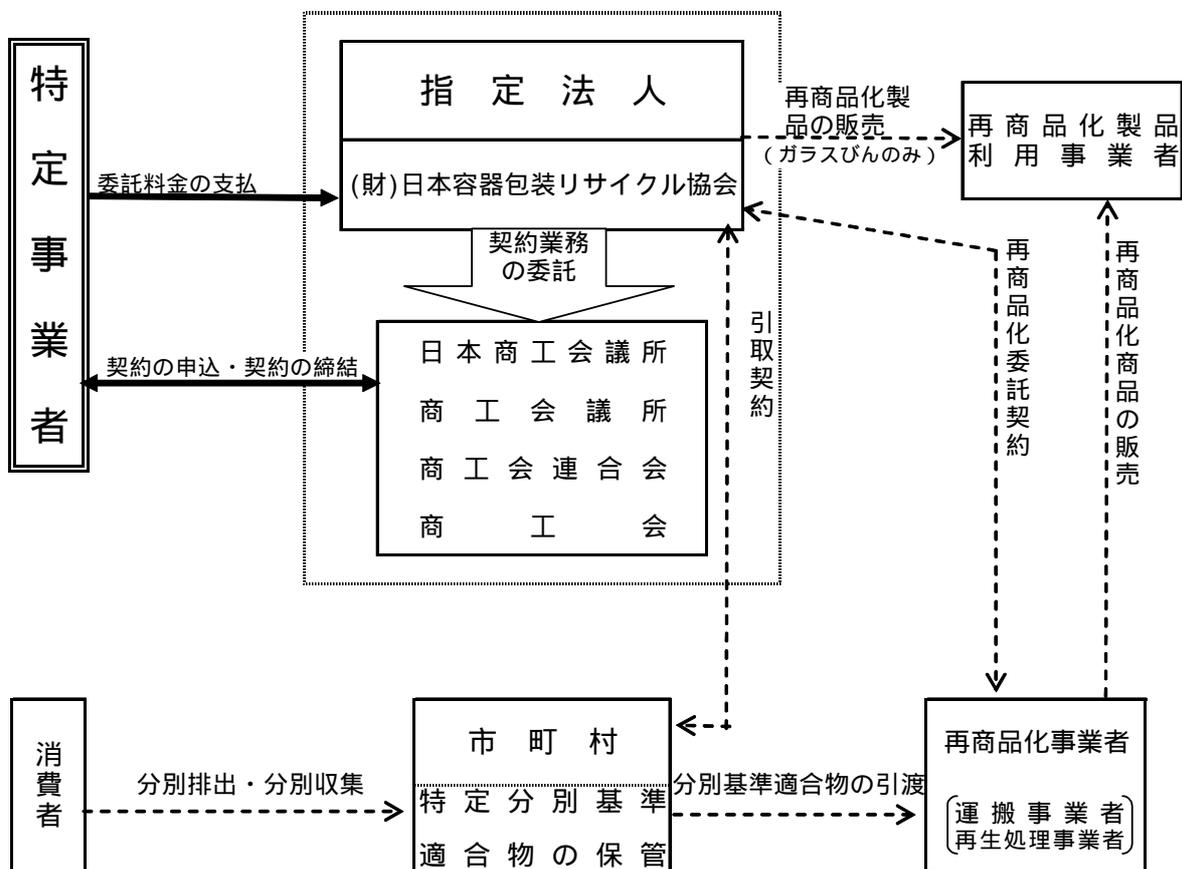
「一定の基準」として、再商品化義務を履行する者に関する基準、その者が所有する施設に関する基準及び再商品化しようとする特定分別基準適合物の地域に関する基準があります（容器包装リサイクル法施行規則第12条から第14条に規定）。

## 2 指定法人の業務の概要

指定法人とは、容器包装リサイクル法第21条の規定に基づき、特定事業者からの委託を受けて、市町村が分別収集した特定分別基準適合物の再商品化を適正かつ確実に行うことができる法人であり、次の法人が指定されています。

名称：財団法人日本容器包装リサイクル協会  
 所在地：東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政互助会琴平ビル  
 TEL：03-5532-8597(代) (FAX) 5532-9698

### 業務の概要



### その他

財団法人日本容器包装リサイクル協会では、インターネット上にホームページを開設して、同協会の業務のほか各種の情報提供が行われています。

ホームページアドレス：<http://www.icpra.or.jp/>

## その他

### 1 容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に向けた取組

判断基準に沿った取組の実施

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、酒類小売業を含む各種の小売業に属する事業者（指定容器包装利用事業者）に対して、容器包装廃棄物の排出抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項が定められています。

「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項」の概要

#### 1. 目標の設定

容器包装の使用の合理化を図るための目標を定め、達成するための取組を計画的に行う。

#### 2. 容器包装の使用の合理化

次に掲げる取組を行うことにより、容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進する。  
容器包装の有償による提供、容器包装を使用しないように誘引するための景品等の提供、繰り返し使用が可能な買い物袋等の提供、消費者に対して容器包装の使用についての意思の確認等

薄肉化又は軽量化された容器包装の使用、適切な寸法の容器包装の使用、量り売りの実施、簡易包装化の推進等

#### 3. 情報の提供

店頭における容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に資する事項の掲示等を行う。

#### 4. 体制の整備等

責任者の設置や従業員に対する研修を実施する。

#### 5. 安全性等の配慮

容器包装の使用の合理化を図る際には、その安全性、機能性等に配慮する。

#### 6. 容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握

容器包装を用いた量や取組効果等を適切に把握する。

#### 7. 関係者との連携

国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携に配慮する。

#### 報告義務

指定容器包装利用事業者のうち、容器包装を多量（前年度の使用量 50 トン以上）に利用する事業者は、毎年度 6 月末までに、前年度（前年の 4 月から翌 3 月まで）に係る容器包装を用いた量などを取りまとめた「定期報告書」を 1 部作成し、本店所在地の所轄の国税局又は税務署へ提出する必要があります。

（報告書の様式は、様式編をご参照ください。）

## 2 帳簿記載の義務

特定事業者は、次の事項を帳簿に記載し、これを1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間、保存しなければなりません。帳簿の様式例は、様式編をご参照ください。

### 《帳簿の記載事項》

1	再商品化義務量	
2	再商品化義務量を算定する際に用いた排出見込量 《排出見込量を自主算定した場合は次の事項も記載する》 ・自ら回収又は他者への委託により回収する特定容器（又は特定包装）で主務大臣が定めるところにより算出される量 ・容器包装廃棄物として排出されない特定容器（又は特定包装）の量として主務大臣が定めるところにより算出される量 ・自ら回収した特定容器（又は特定包装）の種類、回収方法 ・他の者に委託した特定容器（又は特定包装）の種類、回収方法	
3	利用者	当該年度の特定容器（又は特定包装）の利用見込量 ・販売した商品に用いた特定容器（又は特定包装）の量 ・特定容器（又は特定包装）の利用を開始する時又は終了する時は、販売する商品に用いる特定容器（又は特定包装）の見込量 ・特定容器（又は特定包装）の利用を開始した年度の次年度の場合又は次々年度において次年度の実績量が確定していない場合は次による。 （初年度に商品を用いた特定容器（又は特定包装）の量 / 初年度商品販売月数）× 1.2
	製造等事業者	当該年度の特定容器の販売見込量 ・販売した特定容器の量 ・特定容器の製造等を開始する時又は終了する時は、販売する特定容器の見込量 ・特定容器の製造等を開始した年度の次年度の場合又は次々年度において次年度の実績量が確定していない場合は次による。 （初年度に販売した特定容器の量 / 初年商品販売月数）× 1.2
4	利用者	特定容器（又は特定包装）を用いた商品を輸出している場合 特定容器（又は特定包装）の種類、量及びその輸出先
	製造等事業者	特定容器を輸出している場合 特定容器の種類、量及びその輸出先
5	自主回収の認定を受けている場合	認定を受けた特定容器（又は特定包装）の種類、量及びその回収方法
6	自ら又は他者への委託により（又は特定包装）の量を算定する場合	特定容器（又は特定包装）の種類及びその回収方法
7	指定法人と再商品化契約を締結する場合の契約事項	・再商品化契約を締結した年月日 ・再商品化契約に係る再商品化をされる特定分別基準適合物の量 ・再商品化契約に係る委託料金の支払期限及びこれを支払った年月日

（注）容器包装リサイクル法第15条の認定（独自ルートの認定）を受けている場合には、上記の他にも記帳しなければならない事項があります。

### 3 報告の徴収及び立入検査

主務大臣は、特定事業者の再商品化義務が適正に履行されているかどうかを確認するために、特定容器（又は特定包装）を用いる量、回収する量・方法、再商品化義務量の算出方法、再商品化の方法等について報告を求めることができるとされています。

また、特定事業者の事務所、工場等に対し立入検査を行い、帳簿等について検査することができることとされています。

### 4 罰則等

指導・助言、勧告、公表及び命令

主務大臣は、再商品化義務を果たさない者に対して次の措置をとることができることとされています。

#### イ 指導及び助言

再商品化義務量の再商品化の実施を確保するために必要があると認めるときは、再商品化の実施に関し必要な助言及び指導をすること

#### ロ 再商品化すべき旨の勧告

正当な理由がないにもかかわらず、再商品化を実施しない特定事業者に対して、再商品化すべき旨の勧告をすること

#### ハ 勧告に従わなかったときの公表

ロの勧告に従わなかったときにおいて、その旨を公表すること

#### ニ 命令

ハの公表をされた後においても、勧告に係る措置をとらなかったときにおいて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること

#### 罰則

イ 再商品化をすべき旨の命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処せられます。

ロ 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する措置をとるべき旨の命令に違反した容器包装多量利用事業者は、50万円以下の罰金に処せられます。

ハ 次の場合には、20万円以下の罰金に処せられます。

- ・ 容器包装多量利用事業者が定期報告書を提出しない又は虚偽の報告をした場合
- ・ 報告の徴収について、報告しない又は虚偽の報告をした場合
- ・ 帳簿について、記載しない、虚偽の記載を行う又は帳簿の保存をしなかった場合
- ・ 立入検査について、検査を拒み、妨げ又は忌避した場合

## Q & A

### 《 目 次 》

- Q 1. 「会社の事業規模を判断する際の売上高及び従業員数の考え方を教えてください。また、従業員には、会社の役員、短期間のアルバイト及び季節雇用の杜氏等は含まれますか。」・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- Q 2. 「『再商品化義務量』については、どのような区分で計算するのですか。」・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- Q 3. 「再商品化義務は、いつまでに果たせばよいのですか。」・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- Q 4. 「アルミ缶、スチール缶、紙パック及び段ボールは、再商品化義務の対象外と聞きましたが、なぜ対象から外れるのですか。また、アルミニウム付きの紙パックの扱いはどうなるのですか。」・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- Q 5. 「酒類製造者等（特定事業者）によって回収される容器の扱いはどうなるのですか。」・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- Q 6. 「輸出品の扱いを教えてください。」・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- Q 7. 「プライベートブランドの扱いについて、具体的に教えてください。」・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- Q 8. 「製びんメーカー等に容器のデザインを指示した場合の扱いを教えてください。」・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- Q 9. 「輸入品の扱いについて、具体的に教えてください。」・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

Q 1. 会社の事業規模を判断する際の売上高及び従業員数の考え方を教えてください。また、従業員には、会社の役員、短期間のアルバイト及び季節雇用の杜氏等は含まれますか。

A 売上高及び従業員数についての考え方は次によります。

【売上高】

特定事業者となるか否かを判断する際の売上高は、その事業者のすべての売上高により判断します。酒類製造業のほか、食料品製造業や酒類販売業等を一つの法人等で兼業して行っている場合は、すべての業種に係る売上高を合算して判断することとなります。

なお、売上高は、消費税及び地方消費税を含めた金額となります。

【従業員数】

1 従業員については、支店等を複数有する場合は全体の人数を合計した事業年度末の従業員数(変動がある場合は、直近の事業年度における最多の従業員の数)で、「常時使用する従業員の数」を判断します。

2 「常時使用する従業員」は、中小企業基本法、労働基準法の解釈に従います。中小企業基本法では、事業主又は法人と雇用関係にある者で、その雇用契約の内容に常勤である旨が積極ないし消極に示されている者とされています。したがって、事実上業務に従事している者であっても、事業主、法人の役員(委任契約に基づく関係となる) 臨時の従業員は含まれません。

の「臨時の従業員」については、労働基準法第21条に規定する「解雇の予告を必要としない者」に該当する者が臨時の従業員であると解釈されます。

したがって、アルバイトであっても2ヵ月を超えて雇用される者、杜氏であっても4ヵ月を超えて雇用される者は、常時使用される従業員に該当することとなります。

労働基準法第21条の規定

- イ 日々雇い入れられる者(ただし、1ヵ月を越えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)
- ロ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、2ヵ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)
- ハ 季節的業務に4ヵ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、4ヵ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)
- ニ 試の使用期間中の者(ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)

Q 2. 「再商品化義務量」については、どのような区分で計算するのですか。

A 特定事業者の再商品化義務量は、容器包装の区分ごと、業種の区分ごとに算定し、それらの量を合算したものととなります。例えば、酒類のほか、清涼飲料、加工食品等も製造しているような場合には、業種の区分ごとに再商品化義務量を算定し、合算することとなります。

再商品化義務量の算定にあたっては、排出見込量を「自主算定方式」又は「簡易算定方式」により行いますが、その際は、容器包装の区分ごと、業種の区分ごとに同一の方法を用いて算定することとなります。

再商品化義務量の算定区分となる「容器包装の区分」及び「業種の区分」を一覧表にすると、次の表のようになります。個々の事業者は、この表のクロスする部分ごとに算定し、それを合算することとなります。

業 種 容器包装の区分	食 料 品 製 造 業	清 涼 飲 料 等 製 造 業	酒 類 製 造 業	油 脂 加 工 製 品 等 製 造 業	医 薬 品 製 造 業	化 粧 品 等 製 造 業	小 売 業
無色ガラス製容器	簡 易		自 主				
茶色ガラス製容器			簡 易				
その他の色のガラス製容器			自 主				
ペットボトル							
その他紙容器包装							
その他プラスチック製容器包装							

例えば、「無色ガラス製容器・食料品製造業」は「簡易算定方式」、「無色ガラス製容器・酒類製造業」は自主算定方式、( ■ の部分) や「茶色ガラス製容器・酒類製造業」は簡易算定方式、「その他の色のガラス製容器・酒類製造業」は自主算定方式 ( ■ の部分) のような算定方法をとることができます。

なお、例えば「茶色ガラス製容器・酒類製造業」の区分の中で、300ml びんは自主算定方式、720ml びんは簡易算定方式など、同一の容器包装の区分・業種の区分の中において、容器包装の形態ごとに異なった算定方法を用いることはできませんので注意してください。

また、流通業者が 酒類を輸入している場合又は プライベートブランドの製造を委託している場合で容器の素材、構造、自己の商標の使用等について指示をしている場合には、その流通業者が再商品化義務を負うこととなりますが、この場合は、「酒類製造業」の区分により再商品化義務量を計算することとなります。

Q 3. 再商品化義務は、いつまでに果たせばよいのですか。

A 指定法人に再商品化を委託して、再商品化義務を履行しようとする場合（指定法人ルート）は、当該年度の前年度の3月末日までに再商品化契約を締結し、当該年度中に委託料金の支払をしなければなりません。

また、主務大臣の認定を受けて、自ら又は直接、再商品化事業者に委託して再商品化を実施する場合（独自ルート）は、当該年度内に市町村のストックヤードから引き取り、翌年度の6月までに再商品化を行わなければなりません。

Q 4. アルミ缶、スチール缶、紙パック及び段ボールは、再商品化義務の対象外と聞きましたが、なぜ対象から外れるのですか。また、アルミニウム付きの紙パックの扱いはどうなるのですか。

A アルミ缶、スチール缶、切り開いて出された牛乳パック及び段ボールの回収は現在も広く行われており、リサイクルの市場が確立しています。

そのため、これらの容器は、市町村が適正に分別収集を行えば、通常、有償（又は無償）で引き取られてリサイクルされ、廃棄物とならないことから、再商品化義務の対象から除かれています。

なお、酒類でも使用されているアルミニウム付きの紙パックは、牛乳パックとは異なり有償（又は無償）で引き取られてリサイクルされていないことから、再商品化義務の対象となります。

Q 5. 酒類製造者等（特定事業者）によって回収される容器の扱いはどうなるのですか。

A 容器包装リサイクル法で事業者の再商品化義務の対象となるものは、一般家庭から排出され、市町村によって分別収集されるものです。

酒類をはじめ、酒販店等の回収ルートを通じて回収される容器は、再商品化義務の対象とならず、再商品化義務量の計算に当たっては、自社の容器利用量（排出見込量）から控除することになります。

また、容器包装を回収する場合、その回収の方法が一定の回収率（おおむね90%）を達成するために適切なものである旨の主務大臣の認定（自主回収の認定）を受けた場合、その認定を受けた容器包装については、特定事業者の再商品化義務量の算定対象から除くこととされています。

Q6 . 輸出品の扱いを教えてください。

A 輸出品については、日本国内で廃棄物として排出されるものではないので再商品化義務の対象とはなりません。

輸出品に係る容器包装の量は、特定事業者が再商品化義務量算出の際に控除することとなります。

Q7 . プライベートブランドの扱いについて、具体的に教えてください。

A 容器包装リサイクル法では、原則として、特定容器利用事業者（又は特定包装利用事業者）として再商品化義務を負うのは、容器包装を「用いる」者とされており、「用いる」とは、その販売する商品を容器に入れ、又は包装で包む行為をいいます。

しかし、実際に容器に入れる（詰める）行為を行っていても、他者からの委託を受けて行った場合で、容器の提供を受けたり、使用する容器の仕様等について指示を受けた場合には、実質的に容器を選択・使用しているのは委託者であると考えられ、委託者が再商品化義務を負うべきであると考えられます。

そこで、次のような場合には、委託者を、特定容器利用事業者（又は特定包装利用事業者）として、委託者が再商品化義務を負うこととされています。

#### 1 . 利用に関する委託

商品の容器への充てんや包装のみを委託する場合（充てん委託）その委託者が特定容器（又は特定包装）利用事業者となります。酒類業では、具体的には単なる充てん委託をいい、酒類製造業者がびん詰を他の酒類製造業者や、共同びん詰め場に委託する場合があります。

商品やその容器・包装材の素材、構造、自己の商標の使用等（以下「自己の商標の使用等」といいます。）を指示した場合やそれらの販売・輸入の委託をした場合、その容器包装の自己の商標の使用等を指示した委託者が特定容器（又は特定包装）利用事業者となり、指示しない場合は受託者が特定容器利用事業者（又は特定包装利用事業者）となります。酒類業では、酒類販売業者等がプライベートブランドを酒類製造業者に製造委託し、その際に自己の商標の使用等を指示している場合があります。

#### 2 . 製造等に関する委託

特定容器利用事業者以外の者が、自己の商標の使用等を指示し、容器包装の製造又は輸入の委託をした場合、その委託者が特定容器製造等事業者となります。

特定容器利用事業者が容器包装の製造や輸入の委託をした場合には、自己の商標の使用等を指示した場合であっても、その受託者が特定容器製造等事業者となります。

Q8 . 製びんメーカー等に容器のデザインを指示した場合の扱いを教えてください。

A 容器包装リサイクル法上では、容器の製造に関して委託者から、その素材、構造、自己の商標の使用等に関する指示があった場合には、委託者が容器利用事業者の場合は受託者が、委託者が容器利用事業者以外の場合は委託者が特定容器製造等事業者として再商品化義務者となります。

したがって、中身メーカーが自社の商品の容器のデザイン等を製びんメーカー等の容器メーカーに指示をしても、特定容器製造等事業者として再商品化義務を負うことはありません。

Q9 . 輸入品の扱いについて、具体的に教えてください。

A 容器に入った酒類などの商品の輸入を行っている事業者は自ら容器を製造したり、商品を容器に詰めたりしている訳ではありませんが、輸入された商品に係る容器包装が廃棄物となることは国内品と同様です。

そこで、輸入した事業者は、国内の容器製造事業者（容器メーカー）と同様の立場であるため特定容器製造等事業者として再商品化義務を負うほか、国内の容器利用事業者（中身メーカー）と同様の立場であるため特定容器利用事業者としての再商品化義務も負うこととなります。

# 様式編

## 《 目次 》

1. 自主回収認定申請書	25
2. 自主回収状況報告書	27
3. 定期報告書(対象:容器包装多量利用事業者)	28
4. 帳簿の様式例	
特定容器利用事業者向け(例:酒類製造業者等)	34
特定包装利用事業者向け(例:酒類小売業者等)	35
容器包装多量利用事業者向け(注: ~ に加えて作成する必要があります。)	36

**自 主 回 収 認 定 申 請 書**

平成 年 月 日  財 務 大 臣 経 済 産 業 大 臣 環 境 大 臣 殿	申 請 者	( 住 所 ) 〒   ( 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 )	( 電 話 )   局 番   印	
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第18条第1項の規定により 自主回収の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。				
特定容器 包装の 種類	容器包装			
	色		素 材	
	容 量		重 量	
	用 途		形 状	
事 業 年 度		平成 年度	平成 年度	平成 年度
特定容器包装の利用量 又は販売量 ( kg )				
特 定 容 器 包 装 の 回 収 量	容 器 包 装 と し て 回 収	自 ら 回 収 ( kg )		
		委 託 して 回 収 ( kg )		
	フカ レ レ ット ク ト で 回 収	自 ら 回 収 ( kg )		
		委 託 して 回 収 ( kg )		
回 収 率	+ + + ----- ( % )			
回 収 の 方 法	回収方法による区分		具 体 的 な 回 収 の 方 法	
	自 ら 回 収			
	委 託 して 回 収	卸業者等により 回 収		
		回収業者により 回 収		
事務処理欄 ( 記入しないこと )				

( 日 本 工 業 規 格 A 列 4 番 )

## 自主回収認定申請書の記載要領

- 1．複数の製造場等を有する場合は、販売量、回収量ともすべての製造場等の量を合算して記載すること。
- 2．申請する特定容器包装については、色、素材、重量、容量、用途、形状が異なるものごとに申請することを基本とする。
- 3．特定容器の種類、形状の欄は、例えば、「形状を明示する図面を参照」と記載して差し支えない。
- 4．特定容器の利用量又は販売量、回収量及び回収率については、申請しようとする直近の事業年度から3年間の数値を記載すること。

なお、回収場所、回収業者、回収量等に関する一覧表等については、直近の事業年度に係るもののみを添付することとし、直近の事業年度の前年及び前々年分については添付を要しない。

- 5．「回収業者」とは、特定容器等の回収を行っている業者のことをいう。

## 自 主 回 収 状 況 報 告 書

平成 年 月 日 財 務 大 臣 経 済 産 業 大 臣 環 境 大 臣 殿	報 告 者	(住所) 〒	(電話) 局番
		(氏名又は名称及び代表者氏名)	印
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第18条第1項の規定による自主回収の認定を受けた特定容器包装の自主回収状況について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。			
自主回収認定年月日等			
特定容器 包装の 種類	容器包装		
	色	素 材	
	容 量	重 量	
	用 途	形 状	
報告対象事業年度		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
回収 状況	特定容器包装の利用 量又は販売量 (kg)		
	特定容器包装の回収量 (kg)		
	回 収 率 ( — ) (%)		
過去5年間の回収率の推移		年度 回収率	年度 %
		年度 %	年度 %
		年度 %	年度 %
		年度 %	年度 %
回収率が低下した場合には その理由及び今後の見込み			
事 務 処 理 欄 (記入しないこと)			

(日本工業規格A列4番)

受理年月日

# 定期報告書

殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の6の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者名	
事業者の代表者の氏名	
事業者の所在地	電話(        -        -        )
業種	
作成責任者名	

第1表 容器包装を用いた量

素材区分		重量[kg]
主としてプラスチック製の容器包装		
(参考)	うち、主としてプラスチック製の袋	
主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)		
(参考)	うち、主として紙製の袋	
主として段ボール製の容器包装		
その他の容器包装		
合計		
対前年度比(%)		

第2表 当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値(いずれかに記入)

	年度	対前年度比(%)
売上高[円]		
店舗面積[m <sup>2</sup> ]		
その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値 [ ]		

第3表 容器包装の使用原単位( を で除して得た値)

		年度	対前年度比(%)
原単位= $\frac{\text{容器包装を用いた量( )}}{\text{当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値( )}}$	主としてプラスチック製の容器包装		
	主として紙製の容器包装		
	主として段ボール製の容器包装		
	その他の容器包装		

第4表 素材毎の容器包装の使用原単位の算出方法の設定に係る説明、及び容器包装の使用原単位の設定方法を変更した理由

--

第 5 表 過去5年度間の容器包装の使用原単位の変化状況

		年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均 原単位変化
主として プラスチック製 の容器包装	原単位						
	対前年度 比(%)		A	B	C	D	
主として紙製 の容器包装	原単位						
	対前年度 比(%)		A	B	C	D	
主として 段ボール製の 容器包装	原単位						
	対前年度 比(%)		A	B	C	D	
その他の 容器包装	原単位						
	対前年度 比(%)		A	B	C	D	

第 6 表 過去5年度間で容器包装の使用原単位が改善できなかった場合(イ)、又は容器包装の使用原単位が前年度に比べ改善できなかった場合(ロ)、その理由

(イ)の理由
(ロ)の理由

第7表 判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組

対象項目	具体的内容	
<p>目標の設定</p>	<p>(具体的内容)</p>	
<p>容器包装の 使用の合理化</p>	<p>消費者による容器 包装廃棄物の排出 の抑制を促進する こと</p>	<p>容器包装の有償による提供 景品等の提供 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 その他</p>
		<p>(具体的内容)</p>
		<p>薄肉化又は軽量化された容器包装の使用 適切な寸法の容器包装の使用 商品の量り売り 簡易包装化の推進 その他</p>
	<p>自らの容器包装の 過剰な使用を抑制 すること</p>	<p>(具体的内容)</p>

情報の提供	店頭における掲示 自らの取組の内容を記載した冊子等の配布 容器包装への表示 その他
	(具体的内容)
体制の整備等	(具体的内容)
安全性等の配慮	(具体的内容)
容器包装の使用の 合理化の実施状況 等の把握	(具体的内容)
関係者との連携	(具体的内容)

第 8 表 その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組

措 置 の 概 要

[備考]

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書でインキ、タイプによる活字等により明確に記入すること。
- 3 報告書冒頭の 印を付した欄は記入しないこと。
- 4 「業種」の欄には、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業のうち、該当するものを記入すること。
- 5 「作成責任者名」の欄には、本報告書の作成を担当した者の所属部署及び氏名を記入すること。
- 6 第1表において、「主としてプラスチック製の容器包装」及び「主として紙製の容器包装(主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)」とはそれぞれ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第4条第6号及び第4号に規定する容器包装の区分に従うものとする。また、同表の「うち、主としてプラスチック製の袋」及び「うち、主として紙製の袋」の欄は、任意記入とする。
- 7 第2表においては、容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値として同表中に掲げる「売上高」、「店舗面積」又は「その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値」のいずれかについて数値を記入すること。第3表の容器包装の使用原単位の算出に当たってどの値を用いるかは原則として事業者自らが選ぶものとする。
- 8 素材区分毎の容器包装の使用原単位の算出方法の設定については、第4表に説明を記入すること。また算出方法の設定を変更した場合は、以下のいずれかとし、同表に理由を示すこと。
  - (1) 前年度の容器包装の使用原単位も今年度と同じ方法で算出して対前年度比を求める。
  - (2) 今年度の容器包装の使用原単位を前年度と同じ方法でも算出し、今年度の容器包装の使用原単位の下に括弧書きで示し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。
- 9 第5表において容器包装の使用原単位の設定方法を変更した場合は、以下のいずれかとする。
  - (1) 過去の容器包装の使用原単位も今年度と同じ方法で算出して対前年度比を求める。
  - (2) 算出方法を変更する毎に記入する行を改行して記入する。変更した年度の容器包装の使用原単位を前年度と同じ方法でも算出し、その年度の容器包装の使用原単位の上(以前の算出方法での容器包装の使用原単位を記入した行の右端)に括弧書きで示し、対前年度比は括弧内の数値と前年度の数値の比として求める。
- 10 第5表の「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の4乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$5\text{年度間平均原単位変化}(\%) = (A \times B \times C \times D)^{1/4}(\%)$$

- 11 第6表において、(ロ)の理由が(イ)と同じ場合には「(イ)と同じ」と記入してもよい。
- 12 第7表において選択項目がある欄については、該当するものに 印又は 印を付し、それぞれの具体的内容及びその効果を記入すること。
- 13 フランチャイズチェーンの事業を行う者のように、当該事業に加盟する者の容器包装を用いた量を把握し、加盟する者と連携して取組を行っている場合にあっては、各表に記入するほか、第7表の「関係者との連携」の欄に、当該事業全体における容器包装を用いた量の合計並びに容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を記入すること。





4.(3) 容器包装リサイクル法 帳簿記載例(容器包装多量利用事業者用)

作成年月日： 年 月 日

事業者情報

事業者名	
事業者の代表者の氏名	
事業者の所在地	
業種 (該当する業種に全て印を付ける)	各種商品小売業 織物・衣服・身の回り品小売業 飲食料品小売業 自動車部分品・附属品小売業 家具・じゅう器・機械器具小売業 医薬品・化粧品小売業 書籍・文房具小売業 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業 たばこ・喫煙具専門小売業
作成責任者名	

容器包装を用いた量

素材区分	重量[kg]
主としてプラスチック製の容器包装	
(参考)うち、主としてプラスチック製の袋	
主として紙製の容器包装 (主として段ボール製の容器包装を除く。以下同じ。)	
(参考)うち、主として紙製の袋	
主として段ボール製の容器包装	
その他の容器包装	
合計	
対前年度比(%)	

当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値(いずれかに記入)

	年度	対前年度比(%)
売上高[円]		
店舗面積[m2]		
その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係をもつ値 [		

容器包装の使用原単位( を で除して得た値)

	年度	対前年度比(%)
主としてプラスチック製の容器包装		
主として紙製の容器包装		
主として段ボール製の容器包装		
その他の容器包装		

素材毎の容器包装の使用原単位の算出方法の設定に係る説明、及び容器包装の使用原単位の設定方法を変更した理由

--

過去5年度間の容器包装の使用原単位の变化状況

		年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位
主として プラスチック製の 容器包装	原単位						
	対前年度比 (%)	/	A	B	C	D	
主として 紙製の容器包装	原単位						
	対前年度比 (%)	/	A	B	C	D	
主として 段ボール製の 容器包装	原単位						
	対前年度比 (%)	/	A	B	C	D	
その他の 容器包装	原単位						
	対前年度比 (%)	/	A	B	C	D	

過去5年度間で容器包装の使用原単位が改善できなかった場合の理由

--

容器包装の使用原単位が前年度に比べ改善できなかった場合の理由

--

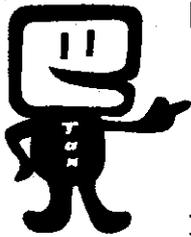
判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組 (効果も記載)

対象項目	具体的内容
目標の設定	

容器包装の 使用の合理化	消費者による 容器包装廃棄 物の排出の抑 制を促進する こと	容器包装の有償による提供 景品等の提供 繰り返し使用が可能な買物袋等の提供 容器包装の使用についての消費者の意思の確認 その他
	自らの容器包 装の過剰な使 用を抑制する こと	薄肉化又は軽量化された容器包装の使用 適切な寸法の容器包装の使用 商品の量り売り 簡易包装化の推進 その他
情報の提供	店頭における掲示 自らの取組の内容を記載した冊子等の配布 容器包装への表示 その他	
体制の整備等		
安全性等 の配慮		
容器包装の 使用の合理化 の実施状況等 の把握		
関係者との連携		

その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組

容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況  
その他容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況に関する事項



提出にあたりましては、事業所・ご自宅からオンラインを利用した  
国税電子申告納税システム(e-Tax)による提出が大変便利です。  
詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

利用開始の手続、ご利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作  
方法、よくある質問(Q & A)など、e-Taxに関する最新の情報について  
お知らせしていますので、ご利用前には是非ご覧ください。

分かりにくい点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、税務署  
の担当酒類指導官又は酒類業調整官にお尋ねください。

国税庁ホームページでは、身近な税の情報を提供するとともに、酒類に  
関する情報を随時掲載しています。

- 国税庁のホームページのアドレスは、  
<http://www.nta.go.jp/> です。

「お酒に関する情報」は  
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/sake.htm>  
です。

